

ジャパンサーキット・スポーツ推進機構 運営規約

第1条（会の目的）

この会は、スポーツをする全ての人達のために試合の機会を与えるとともに、新しい活躍の場を提供していくことを目的としている。また、次世代の育成を行い、スポーツを通して地域貢献やコミュニティを育みながら、資質の向上を目指すことを目的とする。

第2条（名称）

この会の名称を以下のとおりとする。

ジャパンサーキット・スポーツ推進機構

第3条（事務局所在地）

この会の事務局を以下に置く。

〒113-0034 東京都文京区湯島3-26-5

第4条（会員）

この会の会員は日本在住者でスポーツをすることが大好きな人を参加の条件とする。

第5条（役員）

この会に以下の役員を置く。

代表 1名

副代表 1名

会計 1名

第6条（役員の任期）

役員の任期は1期2年とする。但し、再任を妨げない。

第7条（代表）

代表は会を代表し、円滑な運営に努める。副代表は代表を補佐し、代表が欠員のときは代表の職務を遂行する。

第8条（運営）

おおむね年4回のスポーツ大会を開催する。重要事項については、会員による運営会議を行い円滑な業務遂行に努めるものとする。運営会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決定する。

第9条（総会）

1. 年1回総会を開催する。時期、場所、議題等については役員会において決定する。
2. 総会は、会員の3分の2をもって成立する。
3. 提案された議題は、出席者の過半数をもって成立する。

第10条（会費）

会費を年間10,000円とし、原則これを財源に運営費用として充てるものとする。

第11条（規約改正）

この規約は、会員の過半数の同意をもって改正することができる。

附則

1. 会の役員は次の会員とする。

代 表	〒110-0008 東京都台東区池之端2-1-35-2903	高橋 潤
副代表	〒132-0022 東京都江戸川区大杉5-29-3	野崎 秀幸
会 計	〒110-0008 東京都台東区池之端2-1-35-2903	高橋 真由美

2. この規約は2022（令和4年）年5月15日から適用する。